

産後健康診査の実施について（お願い）

平素は、鳥取市の母子保健事業にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

鳥取市では、産後 8 週以内の褥婦が鳥取県以外の医療機関で「産後健康診査」を受診される場合、償還払い制度にて健診費用の助成を行っております。
鳥取市に住所を有する者が、「産後健康診査」を受診された場合は、お忙しい中大変ご迷惑をおかけしますが、下記のように対応していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 「産後健康診査」について

（1）助成できる回数と金額

健康診査名	助成対象となる回数と受診期間	助成金額
産後健康診査	回数：2 回 対象：産後 8 週以内の褥婦。 産後健康診査 2 回の実施は医師及び助産師が受診が必要と認めた褥婦と受診を希望する褥婦とする。	1 回あたり 上限 5,000 円

※保険診療の場合は、対象とはなりません。

領収書と明細書には、産後健診と保険適用外（自費）であることを明記ください。

（2）健診内容

①問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等）

②診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状況等）

③体重・血圧測定

④尿検査

⑤エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）

同封の「産後質問票」を用いて対象者自らが記入後、必要な方には丁寧な聞き取りを行ってください。

⑥その他、医師や助産師が必要と認める事項

2. 健康診査の結果記入について

（1）母子健康手帳に、1 回目、2 回目とも実施月日と医療機関名の押印をお願いします。

（2）エジンバラ産後うつ病質問票について

産後健診の助成には、実施した「産後質問票」の提出が必要です。

なお、質問票には、医療機関名を押印した上で本人にお渡しください。

※支援の必要性が高く、緊急性の高い場合は、下記にご連絡いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

鳥取市こども家庭センター 子育て支援係

鳥取市富安二丁目 1 3 8 - 4 鳥取市役所駅南庁舎 1 階

電話：(0857) 30-8587